

# 造林事業請負契約書(案)

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定金額、事業場所及び完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請 負 予定数量	請負予定金額	事業 場所	完了 検査 場所
6 年度日高 南部署【御園 東・春別地 区】保全整備 (保育間伐 等・地拵)第 1号	地拵	5.49ha		請負金額 円也 (うち取引に係る消費税及び地方 消費税額 円也)	事業内訳 書のとおり	現地
	保育間伐 誘導伐 伐採搬出 及び数量 調査	80.23ha	3,700m <sup>3</sup>			

(注) ( ) の部分 (注) ( ) の部分は、請負者が課税対象業者である場合に使用する。

2 事業期間

自 契 約 締 結 日 の 翌 日

至 令 和 7 年 2 月 2 8 日 (詳細は事業内訳書のとおり)

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
	銀行、甲が确实と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
	支給材料及び貸与品		第15条
	前金払	分の 以内	第35条第1項
	中間前金払		第35条第4項
○	部分払	月 1 回以内	第38条
	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

#### 4 支給材料と貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

#### 5 特約事項

- ① 上記の事業に関する保安林内作業行為協議の知事同意の範囲内で作業を行うものとする。  
なお、やむを得ず知事同意の範囲を超えるおそれがある場合は、請負者は事前に発注者にその旨を届出し、理由を付して保安林内作業行為の追加・変更協議を行うことを求めるものとする。
- ② 請負者は、「国有林野事業造林事業請負契約約款」及び「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」に定める事業計画書を作成するに当たり、技術提案書に記載された内容を反映するものとする。
- ③ 発注者が採用した技術提案については、その後の事業において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、発注者は無償で使用できることとする。  
ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。
- ④ 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において事業実施方法等を指定しない部分の事業に関する請負者の責任が軽減されるものではないこととする。
- ⑤ 請負者の責により事業計画書の記載内容が満足出来ないと発注者が判断した場合は、発注者は、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知)」に定める事業成績評定について、単年度の場合にあっては履行できなかった項目ごとに3点ずつ減ずること、複数年度にわたる事業の場合にあっては当該不履行があった年度において履行できなかった項目ごとに3点ずつ減ずることができることとする。
- ⑥ 請負者が事業計画書のうち技術提案に係わる内容を履行できなかったと発注者が認めた場合で再度事業実施が困難あるいは合理的でない場合は、発注者は契約金額の減額、損害賠償請求等を行うことができることとする。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している「国有林野事業造林事業請負契約約款」及び「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」（本事業の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 日高郡新ひだか町静内緑町5丁目6番5号  
分任支出負担行為担当官  
氏名 日高南部森林管理署長 森谷 幸隆 印

請負者 住所  
氏名 印

別紙

## 設計図書について

入札公告及び北海道森林管理局ホームページに掲載している設計図書（造林事業請負標準仕様書、北海道森林管理局造林事業請負仕様書、製品生産事業請負標準仕様書、北海道森林管理局製品生産事業請負仕様書、図面）については、本事業の公告日現在に交付したものとする。

# 事業内訳書

事業地 又は 森林事務所	林小班	事業区分 又は 作業種	樹種	面積 (ha)	数量 (m <sup>3</sup> )	作業仕様	作業期間年月日		備考	連番
							から	まで		
春別	169 に	保育間伐	アカエゾ	1.15	19	伐採・搬出等	契約日の翌日	R7.2.28		1
春別	169 と	保育間伐	トドマツ	0.38	8	〃	〃	〃		2
春別	169 り	保育間伐	トドマツ	1.23	49	〃	〃	〃		3
春別	169 ぬ	保育間伐	トドマツ	4.93	220	〃	〃	〃		4
春別	169 よ	保育間伐	トドマツ	1.89	84	〃	〃	〃		5
春別	178 と	保育間伐	トドマツ	1.98	39	〃	〃	〃		6
春別	178 ち	保育間伐	トドマツ	0.48	12	〃	〃	〃		7
春別	179 は	保育間伐	トドマツ	3.71	159	〃	〃	〃		8
春別	179 に	保育間伐	トドマツ	3.12	150	〃	〃	〃		9
御園東	242 ろ	保育間伐	カラマツ	15.89	337	〃	〃	〃		10
御園東	242 に	保育間伐	トドマツ	3.56	64	〃	〃	〃		11
御園東	242 ほ	保育間伐	トドマツ	4.39	104	〃	〃	〃		12
御園東	257 は	保育間伐	トドマツ	0.51	45	〃	〃	〃		13
御園東	257 に	保育間伐	トドマツ	4.04	273	〃	〃	〃		14
御園東	257 へ	保育間伐	トドマツ	0.73	19	〃	〃	〃		15
御園東	257 と	保育間伐	トドマツ	1.25	76	〃	〃	〃		16
御園東	257 ち	保育間伐	トドマツ	3.65	238	〃	〃	〃		17
御園東	257 り	保育間伐	トドマツ	2.63	92	〃	〃	〃		18
御園東	258 は	保育間伐	トドマツ	2.70	58	〃	〃	〃		19
御園東	258 に	保育間伐	トドマツ	2.32	138	〃	〃	〃		20
御園東	258 ほ	保育間伐	トドマツ	1.12	33	〃	〃	〃		21
御園東	259 は	保育間伐	トドマツ	7.21	584	〃	〃	〃		22
御園東	259 に	保育間伐	トドマツ	4.64	193	〃	〃	〃		23
御園東	259 ほ	保育間伐	トドマツ	1.23	45	〃	〃	〃		24

# 事業内訳書

事業地 又は 森林事務所	林小班	事業区分 又は 作業種	樹種	面積 (ha)	数量 (m <sup>3</sup> )	作業仕様	作業期間年月日		備考	連番
							から	まで		
御園東	274 は	誘導伐	カラマツ	2.57 1.10	89	伐採・搬出等	契約日の翌日	R6.11.30		25
御園東	274 ろ	誘導伐	カラマツ	5.97 2.38	288	〃	〃	〃		26
御園東	274 に	誘導伐	カラマツ	7.28 2.01	284	〃	〃	〃		27
		保育間伐 計		74.74	3,039					
		誘導伐 計		15.82 5.49	661					
		合計		90.56 80.23	3,700					

注) 誘導伐が含まれる場合は、面積上段が区域面積、下段が伐採面積となる。

大型機械(グラップル等)

## 事業内訳書

担当区	林小班	作業種別 (細分)	面積(ha)		作業仕様				作業期間年月日		備考
			区域	実行	刈払方法	刈幅(m)	残幅(m)	連絡路(m)	から	まで	
御園東	274 ろ	新植地拵 (大型機械)	5.97	2.38	全刈				契約締結日の翌日	R6.11.30	グラップル等
御園東	274 は	新植地拵 (大型機械)	2.57	1.10	全刈				契約締結日の翌日	R6.11.30	グラップル等
御園東	274 に	新植地拵 (大型機械)	7.28	2.01	全刈				契約締結日の翌日	R6.11.30	グラップル等
		新植地拵 (大型機械)計	15.82	5.49							
		御園東計	15.82	5.49							
合計			15.82	5.49							

## 事業地毎の作業条件

林小班	伐採率 (%)	伐採方法	伐採仕様 (伐列幅×残幅)	林地傾斜	法令制限
169 に	35%	列状間伐	4m× 8m	20° 未満	水源かん養保安林
169 と	35%	定性間伐	定性	30° 未満	同上
169 り	35%	定性間伐	定性	10° 未満	同上
169 ぬ	35%	定性間伐	定性	20° 未満	同上
169 よ	35%	列状間伐	4m× 8m	30° 以上	同上
178 と	35%	定性間伐	定性	20° 未満	同上
178 ち	35%	定性間伐	定性	30° 未満	同上
179 は	35%	定性間伐	定性	20° 未満	同上
179 に	35%	定性間伐	定性	20° 未満	同上
242 ろ	30%	定性間伐	定性	30° 以上	同上
242 に	30%	列状間伐	4m× 10m	30° 未満	同上
242 ほ	35%	列状間伐	4m× 8m	30° 未満	同上
257 は	35%	列状間伐	4m× 8m	30° 以上	同上
257 に	35%	列状間伐	4m× 8m	30° 以上	同上
257 へ	35%	定性間伐	定性	30° 以上	同上
257 と	35%	列状間伐	4m× 8m	30° 以上	同上
257 ち	35%	列状間伐	4m× 8m	30° 以上	同上
257 り	35%	列状間伐	4m× 8m	30° 以上	同上
258 は	35%	列状間伐	4m× 8m	30° 未満	同上
258 に	35%	列状間伐	4m× 8m	30° 以上	同上
258 ほ	35%	列状間伐	4m× 8m	30° 未満	同上
259 は	35%	列状間伐	4m× 8m	30° 未満	同上
259 に	30%	列状間伐	4m× 10m	30° 以上	同上
259 ほ	30%	列状間伐	4m× 10m	30° 未満	同上
274 は	40%	複層伐	別紙図面のとおり	30° 未満	同上
274 ろ	40%	複層伐	別紙図面のとおり	30° 未満	同上
274 に	40%	複層伐	別紙図面のとおり	30° 未満	同上

- ：
1. 「伐採方法」欄は、「列状間伐」（帯状を含む）、「定性間伐」又は「複層伐」等と記載す
  2. 「伐採仕様」欄は、「伐列幅×残幅」等を記載する。
  3. 「林地傾斜」欄は、「10度未満」、「20度未満」、「30度未満」又は「30度以上」と記載す
  4. 「法令制限」欄は、当該林小班に法令制限の指定がある場合に記載する。

# 地拵・地表処理(大型機械(グラップル等))プルーフリスト

6年度日高南部署【御園東】保全整備(保育間伐等・地拵)第1号

箇所数 3                      面積合計    15.82    5.49

担当区	林班	小班	枝番	林種細分	更新方法 の区分	面積		刈払 方法	刈幅 (m)	残幅 (m)	連絡路			刈払率	haあたり30cm以下 伐根処理	林地 傾斜	通勤距離		
						事業量 (ha)	実行面積 (ha)				有無	延長 (m)	刈幅 (m)				自動車 (km)	徒歩 (km)	徒歩 難易
御園東	274	ろ		単層林	新植地拵	5.97	2.38	全刈						100%	100本以上	16~25°	26	0.1	易
御園東	274	は		単層林	新植地拵	2.57	1.10	全刈						100%	100本以上	16~25°	26	0.2	易
御園東	274	に		単層林	新植地拵	7.28	2.01	全刈						100%	100本以上	16~25°	26	0.2	易

事業地別伐区別立木資材と生産計画表

事業場所						伐採面積	立木資材量 (m <sup>3</sup> )						立木資材m <sup>3</sup> 廻り			ha当り 資材量	素材生産 見込利用率		素材生産請負計画量			同時販売予定量		
事業地名	事業区分	林班	小班	支番	伐区		N		L		計		N	L	計		N	L	N	L	計	N	L	計
							本数	材積	本数	材積	本数	材積												
春別	保育活用	169	に			1.15	85	28.01			85	28.01	0.33		0.33	24	67.8		19		19			
春別	保育活用	169	と			0.38	29	12.64			29	12.64	0.44		0.44	33	63.3		8		8			
春別	保育活用	169	り			1.23	209	73.10			209	73.10	0.35		0.35	59	67.0		49		49			
春別	保育活用	169	ぬ			4.93	589	327.38	4	1.29	593	328.67	0.56	0.32	0.55	67	66.9	77.5	219	1	220			
春別	保育活用	169	よ			1.89	485	125.69			485	125.69	0.26		0.26	67	66.8		84		84			
春別	保育活用	178	と			1.98	200	57.68			200	57.68	0.29		0.29	29	67.6		39		39			
春別	保育活用	178	ち			0.48	45	17.41			45	17.41	0.39		0.39	36	68.9		12		12			
春別	保育活用	179	は			3.71	488	236.90			488	236.90	0.49		0.49	64	67.1		159		159			
春別	保育活用	179	に			3.12	448	224.47			448	224.47	0.50		0.50	72	66.8		150		150			
御園東	保育活用	242	ろ			15.89	603	509.47	16	1.03	619	510.50	0.84	0.06	0.82	32	66.0	97.1	336	1	337			
御園東	保育活用	242	に			3.56	311	95.06			311	95.06	0.31		0.31	27	67.3		64		64			
御園東	保育活用	242	ほ			4.39	519	158.08			519	158.08	0.30		0.30	36	65.8		104		104			
御園東	保育活用	257	は			0.51	162	68.73			162	68.73	0.42		0.42	135	65.5		45		45			
御園東	保育活用	257	に			4.04	969	412.90			969	412.90	0.43		0.43	102	66.1		273		273			
御園東	保育活用	257	へ			0.73	112	28.90			112	28.90	0.26		0.26	40	65.7		19		19			
御園東	保育活用	257	と			1.25	200	116.25			200	116.25	0.58		0.58	93	65.4		76		76			
御園東	保育活用	257	ち			3.65	922	354.87			922	354.87	0.38		0.38	97	67.1		238		238			
御園東	保育活用	257	り			2.63	378	140.98			378	140.98	0.37		0.37	54	65.3		92		92			
御園東	保育活用	258	は			2.70	471	89.75			471	89.75	0.19		0.19	33	64.6		58		58			
御園東	保育活用	258	に			2.32	589	197.13	51	10.58	640	207.71	0.33	0.21	0.32	90	67.0	56.7	132	6	138			
御園東	保育活用	258	ほ			1.12	240	51.05			240	51.05	0.21		0.21	46	64.6		33		33			
御園東	保育活用	259	は			7.21	2,166	882.53	12	3.05	2,178	885.58	0.41	0.25	0.41	123	65.9	65.6	582	2	584			
御園東	保育活用	259	に			4.64	1,096	291.74	10	0.79	1,106	292.53	0.27	0.08	0.26	63	66.2		193		193			
御園東	保育活用	259	ほ			1.23	236	69.11			236	69.11	0.29		0.29	56	65.1		45		45			
御園東	誘導伐	274	は			1.10	57	27.45	749	123.76	806	151.21	0.48	0.17	0.19	137	65.6	57.4	18	71	89			
御園東	誘導伐	274	ろ			2.38	264	206.97	1,293	260.76	1,557	467.73	0.78	0.20	0.30	197	67.2	57.1	139	149	288			
御園東	誘導伐	274	に			2.01	323	276.87	972	171.37	1,295	448.24	0.86	0.18	0.35	223	67.2	57.2	186	98	284			
合計						80.23	12,196	5,081.12	3,107	572.63	15,303	5,653.75	0.42	0.18	0.37	70	66.4	57.3	3,372	328	3,700			

事業区分別立木資材と生産計画表

事業区分	伐採面積	立木資材量 (m <sup>3</sup> )						立木資材m <sup>3</sup> 廻り			ha 当り 資材量	素材生産 見込利用率		素材生産請負計画量			同時販売予定量			
		N		L		計		N	L	計		N	L	計	N	L	計			
		本数	材積	本数	材積	本数	材積													
經常																				
天然受光																				
育成受光																				
誘導伐	5.49	644	511.29	3,014	555.89	3,658	1,067.18	0.79	0.18	0.29	194	67.1	57.2	343	318	661				
保育活用	74.74	11,552	4,569.83	93	16.74	11,645	4,586.57	0.40	0.18	0.39	61	66.3	59.7	3,029	10	3,039				
保護伐																				
合計	80.23	12,196	5,081.12	3,107	572.63	15,303	5,653.75	0.42	0.18	0.37	70	66.4	57.3	3,372	328	3,700				





# 特記仕様書

6年度日高南部署【御園東・春別地区】保全整備（保育間伐等・地拵）第1号について、下記の事項を定める。

## 記

### 1 伐採について

- (1) 列状間伐の箇所については、調査木の標示（ナンバーテープ）の有無にかかわらず列状間伐ができるものとする。
- (2) 調査木の標示（ナンバーテープ）がある立木を伐採しない場合、標示を剥がす必要はない。

### 2 保安林内作業行為協議の知事同意内容の説明

当該事業の事業地の全部は保安林に指定されていることから、当該事業に係る保安林内作業行為協議の申請中であり、知事の同意後に事業を着手すること。

### 3 システム販売

当該事業から出材される素材がシステム販売の対象となった場合は、採材寸法及び検知等について別途指示する。

### 4 既設道の維持修繕・除雪に関する事項

#### (1) 既設道の維持修繕

当該事業の事業地へ通じる既設道については、車両の通行に支障がないよう、路体の維持修繕を行うものとする。

#### (2) 既設道への敷砂利

次に定める仕様により敷砂利を行うものとする。なお、場所については別途指示する。

- ① 敷 幅：3mの範囲内
- ② 敷 厚：20cm
- ③ 切込砂利：0～80mm級

なお、敷砂利分の「納入伝票」及び「納品書等」を完了検査時に提出すること。

※「納品書等」とは、砕石プラント等から受注者に対し、当該数量を納品したことを証明する一覧表とする。

#### (3) 除雪

当該事業の事業地へ通じる通勤路（公道を除く。）については、車両の通行に支障がないよう、除雪を行うものとする。

### 5 素材の輸送

169林班、178林班、179林班、257林班、258林班、259林班、274林班から生産される素材については、設計図書（位置図）に示している輸送土場に輸送し巻立及び検知を行うものとする。

## 6 誤伐防止

誤伐防止のため別紙「誤伐防止のためのチェックポイント」を事業計画書の承認を受けた後事業着手前に提出すること。

## 製品生産における誤伐防止のためのチェックポイント

年 月 日

発注者

分任支出負担行為担当官

森林管理(支)署長 殿

請負者

住所

氏名

年 月 日契約した令和 年度〇〇署【△△地区】保全整備（保育間伐・地拵・植付）第〇号について、下記事項の通り提出いたします。

区分	チェックポイント	チェック		
		はい	該当なし	
保安林協議	保安林伐採協議及び作業行為の知事同意済内容を確認しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	特に土場・森林作業道の作設面積は、確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
契約書と図面等の事前確認	契約書・仕様書・特記仕様書等の確認をしましたか	<input type="checkbox"/>		
	関係図簿等の資料を確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
	隣接地に収穫調査、立木販売済箇所及び分収林の有無を確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
	伐採区域内における伐採除外地の有無を確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
境界の現地確認	林小班及び伐採区域の現地確認をしましたか	<input type="checkbox"/>		
	隣接地の収穫調査、立木販売済箇所及び分収林を現地確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
	伐区界等の不明箇所がありましたか	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	(ある場合)不明箇所を監督職員等に確認依頼しましたか	<input type="checkbox"/>		
支障木の取扱(裏面)	立木販売と製品生産事業での支障木の取扱方法の相違を理解しましたか	<input type="checkbox"/>		
	・作業従事者に上記について周知しましたか	<input type="checkbox"/>		
作業従事者・下請者への指導	作業従事者に図面等を配布し、次のことを指導しましたか			
	・ 伐採区域の標示方法	<input type="checkbox"/>		
	・ 伐採方法（帯状、定性等）及び伐採仕様（伐採率）	<input type="checkbox"/>		
	・ 調査木の標示方法（No.テープの記号、番号、色別）	<input type="checkbox"/>		
	・ 伐採除外地の有無	<input type="checkbox"/>		
	・ 伐採除外地の標示方法	<input type="checkbox"/>		
	作業従事者に上記について不明な場合は現場代理人へ報告するよう指導しましたか	<input type="checkbox"/>		
丸太・砂利等運搬を除き、下請け作業がある場合、下請者に作業従事者と同様のことを指導しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

注：このチェック表は、事業計画書の承認を受けた後、**事業着手前**に監督職員に提出してください。

監督職員
年 月 日
官職氏名

## 支障木の取扱

項目	立木販売		製品生産事業	
	伐区内	伐区外	伐区内	伐区外
伐倒支障木	伐倒支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。  ※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。	同左	伐倒支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。  ※伐倒開始は監督職員の指示により行う。	同左
損傷木	損傷木が発生した場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。  ※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。	同左	損傷木が発生した場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。  ※伐倒開始は監督職員の指示により行う。	同左
搬出路等支障木	搬出路支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。  ※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。	同左	森林作業道支障木は、予め本物件の調査結果を活用して資材に繰入れ払出済のため、支障木届の提出は必要ない。	森林作業道支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 ※伐倒開始は監督職員の指示により行う。
土場支障木	土場支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。  ※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。	同左	土場支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。  ※伐倒開始は監督職員の指示により行う。	同左

## 月別生産計画

事業名 6年度日高南部署【御園東・春別地区】保全整備(保育間伐等・地拵)第1号

事業期間 自 契約締結日の翌日 至 令和7年2月28日

事業場所 日高南部森林管理署 169林班に小班外

契約数量 3,700m<sup>3</sup>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
生産量		準備期間	200	300	300	400	700	800	600	300	100		3,700
事業地			御園東	御園東	春別	春別	御園東	御園東	御園東	御園東	御園東		